

## I 調査事件

### 1 所管事項

少子化対策及び女性の活躍促進に関すること

### 2 調査並びに審査事務

- (1) 少子化対策に関すること
- (2) 女性の活躍促進に関すること
- (3) 働き方改革に関すること
- (4) 健康づくり及びがん対策に関すること

## II 調査の経過

1970年代の第2次ベビーブーム期以降、出生数及び合計特殊出生率の低下傾向が続き、2045年には、本県の人口は100万人を下回ると予測されている。少子化の直接的な要因は、未婚化・晩婚化によるものといわれており、子育ての不安感・負担感を軽減できるよう、男女が尊重し合い、わかちあう子育ての推進を図るため、子育て家庭が働きやすい職場づくりなど、子育て環境の整備の推進が必要となっている。

女性をめぐる社会状況は、男女共同参画社会基本法の制定を機に、大きく変化を遂げた。しかし、女性の就業状況などは少しずつ改善されているものの、男性は長時間労働で帰宅時間が遅く、女性に家事・育児等の負担が偏りがちであるという課題は残されている。男女共同参画社会を実現し、女性の活躍を推進するためにも、「男女」という固定的性別役割分担意識を払拭し、幅広く多様な人々が、その個性と能力を十分に発揮できるよう働き方改革のさらなる推進が必要となっている。

また、新型コロナウイルス感染症や困難を抱える子どもの増加により、子育て世帯の支えとなっている保育士の負担が増加している。保育現場における保育士の負担軽減や給与水準の引き上げなどの処遇改善による、より働きやすい職場づくりが必要となっている。

健康づくりに対する施策では、健康寿命を男女とも日本一にすることを目指し、保健、医療、福祉、介護などの関連施策に総合的に取り組んでおり、健康寿命が延伸するなどの効果がみられた。しかし、平均要介護期間の短縮についての課題もあり、さらなる改善に向けた取り組みが必要となっている。

本委員会では、少子化問題の解決と、女性の活躍を促進することで、地域を元気にしていこうとあり方に重点を置き、少子化対策に関すること、女性の活躍促進に関すること、働き方改革に関すること、健康づくり及びがん対策に関することを調査の目的として、令和3年7月2日に設置された。以来、11回にわたり委員会を開催し、関係部局からの説明を聴取した。

### Ⅲ 調査の結果

#### 1 奈良県の取組状況

本委員会の調査並びに審査事務の対象については、次の計画等に基づき、各種施策に取り組んでいる。

(1) 少子化対策及び子育て支援

奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン

(2) 女性の活躍促進

男女でつくる幸せあふれる奈良県計画

(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)

(3) 働き方改革

奈良県雇用対策協定に基づく事業計画

(4) 健康づくり及びがん対策

なら健康長寿基本計画 及び 第3期奈良県がん対策推進計画

また、県では、奈良県政発展の目標と道筋を示す「奈良新『都』づくり戦略」において、「地域で子どもを健やかに育てる」、「女性活躍の推進」、「地域雇用戦略」、「健康寿命日本一を目指した健康づくり」等を掲げていることから、本委員会では下記の内容について調査を行った。

#### (1) 地域で子どもを健やかに育てる

##### <主な事業の内容>

##### 子育て家庭への支援

- ・妊娠期からの切れ目のない子育て支援
- ・男女がともに支え合う家庭生活の実現
- ・多様な主体による子育て支援環境の整備
- ・ひとり親家庭等の就労や子育て支援の充実

##### 就学前児童のはぐくみ

- ・奈良っ子はぐくみ条例、奈良っ子はぐくみ基本方針の策定
- ・乳幼児期の豊かな体験につながる新たな取組の推進

- ・多様な場ではぐくみの展開
- ・子どもを安心して預けられる受け皿の確保
- ・保育人材の確保・定着支援の推進
- ・保育人材の育成の強化

#### 地域での子どもの多様なはぐくみ

- ・地域の多様な人が参画する安心・安全なこども食堂の普及
- ・放課後児童クラブの施設・運営の充実のための取組を推進

#### 児童虐待防止と社会的養護

- ・保護者の育児不安の軽減や地域の見守り強化による児童虐待の未然防止
- ・県・市町村の体制・対応力を強化し、関係機関等の連携による支援を推進
- ・家庭的養育の推進や施設退所者の自立支援等、社会的養護の充実

## (2) 女性活躍の推進

### <主な事業の内容>

#### 女性の幸せ応援プロジェクト

- ・県内企業とともに女性活躍を推進
- ・支援団体と連携した女性の起業・就労を支援
- ・相談窓口等における女性の就労支援
- ・男性の働き方・暮らし方改革を推進

## (3) 働き方改革に関すること

### <主な事業の内容>

#### 奈良県版働き方改革の実践

- ・県内企業の働きやすい職場づくりを支援
- ・テレワークの導入・定着を支援

## (4) 健康寿命日本一を目指した健康づくり

### <主な事業の内容>

#### 健康増進施策の推進

- ・健康増進指標の全国ランクの低い項目の重点的な対策
- ・要介護状態への移行を予防する高齢者の栄養管理の推進

#### がん対策の推進

- ・がん予防・早期発見
- ・がん対策を支える基盤整備
- ・がん医療提供体制等の充実・強化
- ・がん患者等への支援

## IV 提言等

本委員会では、付議事件「少子化対策及び女性の活躍促進に関すること」について、「少子化対策」「子育て支援の充実」「女性の活躍促進」「働き方改革の推進」「健康づくり及びがん対策の推進」の視点から調査検討をしてきた。

少子化に対する問題に向き合うにあたっては、結婚、妊娠、出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであり、選択の多様性への配慮が必要であるという前提のもと、希望する方が安心して子育てでき、家庭と地域がともに子どもをはぐくむ奈良県づくりを推進することが必要である。

少子化問題の解決を図るとともに、「主体的に選択して過ごす時間」を重視したワーク・ライフ・バランスを実現し、男女の意識変容を進め、幸せな生活の中で力を発揮できる女性が増えることで、奈良県全体の発展につなげようという観点から、次のとおり提言を行う。

### 1 少子化対策の強化について

#### (1) 安心して子育てできる環境整備

本県の出生数は、1970年代半ばには約2万人であったが、2020年には7,831人と減少が続いている。2021年の本県の出生数についても、全国的な減少率と比較すると減少幅は小さいものの、様々な少子化対策の取組を行っているにも関わらず、減少が続いている。

少子化社会に関する国際意識調査によると、日本国民の60%以上が日本は子どもを産み育てやすいと感じていないことから、社会全体が子育てに対する様々な不安があることが分かる。一方、教育費の支援や育児休業中の所得保障が充実した国では、97%もの国民が子どもを産み育てやすい国だと感じている。

子どもを産み育てることは、それぞれが希望して選択できることが望ましい。若い世代が安心して、出産・育児に前向きに取り組むことができる社会を実現できるよう、出産・育児等の子ども関連予算の拡大などによる、社会全体の抜本的な対策を検討されたい。

#### (2) 不妊の治療・相談について

現在、一部の不妊治療が保険適用となっている。しかし、不妊治療には、多くの方法があり、個人の状況や体質により治療法が選択されるため、保険適用できずに実費治療を行っている場合がある。国では、先進的な治療など医学的検証の過程であるが、深刻な少子化が進行するなか、県による財政的支援の検討も必要である。

日本における子どもの出生数は減少している一方、体外受精による出生数は増加していることから、今後も不妊治療を選択するケースが増え、治療等に不安を抱える方も増えると考えられる。不妊治療を受ける方の相談窓口について、県では、奈良県医師会と協力して不妊専門相談センターを開設し、産婦人科医や助産師が相談にあっているが、今後さらに相談センターの重要性が増すと考えられるため、その広報の手法にも工夫が必要である。救急安心センター事業の＃7119のように、簡単に電話で初動の相談を受けることができれば、県民に身近な市町村や産婦人科の医師につなげることも可能となるため、引き続き、市町村や県医師会と協力しつつ、相談支援体制の充実に努められたい。

### **(3) 児童虐待への対応**

児童虐待は乳幼児期から始まり、相談対応件数は全国的に増加傾向にある。本県でも、令和3年度に虐待を受けた又はそのおそれがあるとして、県又は市町村が支援等の対象とした児童数は約5,000人となっている。本県では、児童相談所と警察との合同研修会を実施するなど、関係機関との緊密な連携に取り組んでいるが、全国的には、近年、児童が深刻な事態に至るケースが増えてきており、虐待をする親への指導とともに、児童の緊急的な一時保護を行う必要性が高まっていると考えられる。

児童虐待への対応には、虐待発生の未然防止とともに発生時の早期対応が不可欠である。迅速・適切な対応につなげていくため、県、市町村、関係機関等での情報共有やさらなる連携強化を図られたい。

### **(4) 感染症への対応**

令和元年2月に奈良県で新型コロナウイルス感染症患者が発生して以降、日常生活が変容し、手指消毒やマスクの着用が感染防止対策として推奨されている。この対策は、感染症対策全般への一般的な方法とされており、子どもの感染対策としても用いられ、保育施設でも実施されている。新型コロナウイルス感染症は、当初、子どもへの感染事例が少なく、保育施設では、保育士をはじめとした現場の職員は抗原簡易キットを活用して、感染対策を行ってきたが、ウイルスは変異を繰り返し、児童も含めたクラスターが発生した。

体調不良の場合には登園を控える、換気、少人数単位での活動など、感染対策責任者が中心となった基本的な感染対策を徹底し、クラスターの発生を防止することが重要であるため、県としても保育施設での取組の支援に努められたい。

また、ひとり親家庭の親が感染した場合など、子どもの生活に支障がおよぶ可能性が高まるケースがある。市町村と柔軟に情報共有を行うなど、きめ細やかな支援体制がとることができるよう検討されることを期待する。

## **(5) ヤングケアラーへの対応**

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指す言葉であり、本県では昨年、ヤングケアラーに関する実態調査が、県内公立中学校第3学年の生徒と県内公立高等学校の全生徒を対象に実施された。週に3日以上、家事や家族の世話を日常的に行っている生徒が9%以上、そのうち身体的、精神的な負担を感じている生徒が35%程度存在することが分かった。

ヤングケアラーは、自覚がない、自覚があっても言い出しにくい、という特徴があり、身近な大人が見逃さずに相談窓口へつなげていくことが必要となる。また、県では、ヤングケアラー支援に向けた連携会議を設置し、支援の基本的方向性や具体的な取組の役割分担などの対応が議論され、学校でも調査結果を踏まえた追跡調査や各学校での相談や対応がなされている。継続的な支援により、ヤングケアラーを取り巻く状況が改善するよう、引き続き、福祉・介護・児童・教育等の関係機関や市町村との連携に取り組みたい。

## **(6) 医療的ケア児への支援について**

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、国や自治体の責任により保育所や学校における支援体制を拡充し、日常的に医療的ケアが必要な子どもたちやその家族への支援を進めていくこととなった。医療的ケア児を受け入れている保育所、小・中学校等では、看護師等を配置する体制をとっているが、他府県の事例も研究し、理学療法士などの配置の必要性についても検討されたい。

また、同法の目的には、医療的ケア児の家族の離職防止などにも言及されている。個々の医療的ケアの実態により、保護者による送迎が必要な事例もあるが、保護者の職種によっては送迎が難しいケースもある。送迎や通学時の支援についても検討するなど、保護者の離職防止に資する支援についても検討されたい。

## **2 女性の活躍促進について**

### **(1) 性暴力被害者に対する支援について**

全国では、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組等を通じて、社会全体で女性活躍の動きが拡大しており、本県でも同様の取組がみられる。一方で、男女に関する固定的な価値観や慣行などを背景にした性別による偏見や男女の格差は、依然としてなくなっていない現状がある。

とりわけ、女性に対する暴力は、女性の身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる。特に性暴力の被害は、その被害の性質上潜在化しやすく、被害者の心身への影響は大きい。暴力は、その対象の性別を問わず許されるべきものではないが、人権の軽視や社会的・経済的な格差を背景に、家族などの身近な関係において女性に対する暴力が生じることが多いとされている。

奈良県では、このような性暴力被害者に対する支援のため、性暴力被害者サポートセンター（NARAハート）を設置し、専門の相談員を配置することにより、性別や年齢を問わず心と体のケアを行っている。利用者が増加傾向となっている実態があり、利用者に寄り添った丁寧な対応が求められるが、そのためには、相談員の質の向上、人材確保・育成が重要である。県においては、専門職としての質の向上とノウハウの蓄積等の取組に努め、相談員にとっても安心して仕事ができる環境を整備されたい。

また、増加する相談者が置かれた状況は様々で、加害者と同居している等、相談できる時間帯が限られる場合もあるため、24時間相談等を受けることができる運営体制の強化についても検討されたい。

### **3 働き方改革の推進について**

#### **(1) 保育士等の処遇改善**

働き方改革として、本県でも、生産性向上のための技術革新をはじめ、固定的性別役割分担意識の払拭や男女ともに働きやすい職場環境への改善など、幅広く多様な人々が、自らの力を発揮し、それぞれの幸せを実現するための改革など、多岐にわたる取組がなされ、その推進が必要とされている。

そうした状況の中、保育所は子育て世帯の支えといえるが、保育士の負担は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や困難を抱える子どもの増加などにより、年々重いものとなっている。保育士の配置については、県としても実態を把握し、国への制度改善の要望などに取り組まされたい。

また、これまで保育士の処遇改善に取り組み、平成25年以降で14%程度の賃金の引き上げが行われているが、未だ他の職種と比較しても給与水準は低い。このため、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」が実施されたが、県内では、この事業に取り組まなかった市町村もある。保育士等は、子育てに携わる重要な専門職であり、それに見合った処遇を検討する必要があると考えられるため、県としても市町村の取組をサポートし、引き続き、状況の改善に努められたい。

## 4 健康づくり及びがん対策の推進について

### (1) 健康づくりの推進について

本県では、県民の健康寿命は伸びている傾向がみられる。しかし、県が実施するなら健康長寿基礎調査によると、コロナ禍においては、コロナ禍以前と比較して体調の満足度が低下しており、外出自粛等の影響が出ていると推測される。しかし、コロナ禍であっても、健康を維持するための運動や体の状態を把握する健康診断の受診は重要であるため、県でのさらなる取組の充実に努められたい。

また、子育て世代や働き盛りの世代において、健康診断受診率が低い年代や運動習慣者の割合の低い年代があるなど、一定の健康無関心層の存在があることから、スポーツ振興担当部局及び健康づくり担当部局については、県内企業などの関係機関とそれぞれ連携して健康づくりの啓発に取り組まれたい。

### (2) がん対策の推進について

本県のがんによる75歳未満年齢調整死亡率は大幅に低下しており、平成17年時点で全国34位であったものが、令和2年には7位となり、死亡率の減少率では全国1位となっている。また、コロナ禍においてがん検診受診率は下がったが、昨年度は、コロナ禍前の受診率に戻りつつあり、がん検診受診の啓発効果が出ていると考えられる。しかし、死因第1位のがんに罹患することは、治療による副作用等の体への負担だけでなく、不安感からくる精神的な負担も大きい。

県では、がん相談支援センターでの相談体制の確保だけでなく、治療と仕事の両立を諦めることがないよう、事業者向け研修会を県内事業所の産業医や衛生管理者、産業看護職、人事労務担当者を対象に継続して実施するなど、患者の就労状況の把握や雇用の継続につなげるための取組を行ってきている。また、社会保険労務士等との情報交換による相談支援の問題や課題を検討し、相談の質の向上に取り組んでいる。

がんを罹患した方が将来を見据え、希望をもって治療にあたることができるよう、今後も引き続き県の取組を実施するとともに、さらなる取組の充実に努められたい。



## V おわりに

本委員会では、付議事件「少子化対策及び女性の活躍促進に関すること」について、「少子化対策」「女性の活躍促進」「働き方改革」「健康づくり及びがん対策の推進」の視点から調査検討をしてきた。

少子化の改善、子育ての不安感・負担感の軽減、女性の就労状況の改善、男女ともに働き方を改善し主体的に選択して過ごす時間の確保等、様々な課題がある。また、それらの課題解決には、施策毎の連動も重要となるため、個別に検討を進めるのではなく、広い視野で総合的に取り組む必要がある。

以上により、本委員会の調査は終了するが、社会全体が仕事・子育ての両立の重要性を認識し、男女とも活躍できる環境づくりに資する施策を講じるよう要請し、本委員会の報告とする。